

令和3年度子育て世代向け託児付き合同企業説明会運営業務企画提案仕様書

1 委託業務名

令和3年度子育て世代向け託児付き合同企業説明会運営業務

2 委託業務の目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢が悪化する中、離職を余儀なくされた子育て世代の者や家事や育児等と両立しながら新たに就職を希望する者（以下「子育て世代の就職希望者」という。）に対して、広島県内の事業所をよりよく知る機会を提供するとともに、人材が不足している企業等とのマッチングの機会を設けることにより、子育て世代の就職希望者の早期就職を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

4 委託業務の概要

(1) 業務趣旨

子育て世代の就職希望者と県内事業所が出会い、就職につながるマッチングの機会を提供するため、託児付きの合同企業説明会を実施するとともに、説明会後のマッチングについて事後フォローを実施する。

(2) 成果目標

- ・参加者 延べ200人以上（100人以上×2回）
- ・参加企業 延べ80社以上（40社以上×2回；求人数100件以上×2回）

(3) 実施時期・回数

- ・実施回数 2回
- ・実施時期 第1回……8月下旬頃、第2回……県と調整・協議のうえ決定

(4) 参加者の募集

- ・参加者は延べ200人以上（100人以上×2回）を目標とする。
- ・対象は、しごとプラザ マザーズ*の利用者など、主に子育て世代で県内の企業等に就職を希望する者とする。
- ・参加者向けの募集用チラシは県が作成（500部×2回）するとともに、しごとプラザ マザーズの利用者には県から参加を呼び掛けることとし、受託者はこれ以外の子育て世代の就職希望者に対し、Web広告など効果的な募集方法を提案すること。
- ・参加希望者の受付及び受付後の連絡は受託者が行うこととし、その方法等を提案すること。

※しごとプラザ マザーズ……広島労働局が運営する「マザーズハローワーク広島」、「ハローワーク福山マザーズコーナー」と広島県が運営する「わーくわくママサポートコーナーひろしま・ふくやま」の総称

(5) 参加企業の募集

- ・参加企業数は延べ80社以上（40社以上×2回）、求人数は200件以上（100件以上×2回）を目標とする。
- ・参加企業の募集に当たって、効果的な募集方法を提案すること。なお、募集用チラシの作成（700部×2回）及び発送作業（上限500社×2回）については、県において実施する。
- ・参加企業は、受託者の募集に応じた企業及び県が参加を呼び掛けた企業から県が選定し、その結果を受託者に報告する。
- ・受託者は、応募企業へ可否を通知するとともに、参加決定企業との連絡調整を行うこと。
- ・参加企業を参加者により深く知ってもらうため、企業への準備依頼やアドバイス等のフォローを行うこととし、その方法について具体的に提案すること。

(6) 合同企業説明会の実施・運営

- ・実施方法は、集合型又はオンライン型など新型コロナウイルス感染状況の悪化の場合の代替方法を含め効果的な方法を提案すること。なお、各回の実施方法を統一する必要はない。また、必要な経費については委託料に含むものとし、所要経費として見積ること。
- ・集合型で実施する場合の会場については、交通の利便性や新型コロナウイルス感染防止対策等について勘案した会場とし、実施当日の感染防止対策を提案すること。また、会場等の設営は受託者において行い、円滑に運営できるようスタッフを配置すること。
- ・オンライン型により実施する場合は、利用するオンラインツールは、参加者と企業の双方が使いやすいものとし、オンラインツール、配信方法及びサポート方法等について提案すること。
- ・参加者が一部の企業等に偏ることなく、より多くの参加企業等と接点を持つことができるプログラム及びタイムスケジュールを提案すること。
- ・説明会は、広島労働局との共催により実施するため、同局と十分に連携すること。

(7) 託児サービスの提供

- ・説明会参加者のために、参加者の子の託児サービスを提供することとし、次の方法を含め提供可能なサービスを提案すること。
 - ① 集合型の場合は、会場内に託児用のスペースを確保し、保育士資格またはこれに準ずる資格を有する等を常駐させ、必要な保険に加入すること（利用者に支払いを求めないこと）。
 - ② オンライン型の場合は、提供できる託児サービスを提案すること。なお、県が実施している「就職活動時の託児料支援制度*」を利用することも可とする。また、既設の保育施設等が行う託児サービスを利用した提案を行う場合は、必要な保険に加入していることを確認することとし、加入していない場合は受託者が加入すること（利用者に支払いを求めないこと）。

※ <https://wakumama.jp/content/wp-content/themes/wakumama/pdf/childcare-fee.pdf> 参照

(8) 合同企業説明会後のマッチング

- ・参加者が、参加企業等と本合同企業説明会で接点を持った後、就職に結びつけるために行う事後フォロー等のマッチング誘導策について提案すること。
- ・受託者は、合同企業説明会後の参加者と参加企業等とのマッチング状況を定期的に把握し県に報告すること。

5 県への報告等

(1) 実施状況の定期報告等

- ・説明会の実施に際しては、企業の応募状況及び参加者の申込状況について定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- ・受託者は、本業務の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告、協議を行い、その指示を受けるとともに、本業務の実施過程で発生した障害や事故については、その大小に拘わらず県に報告し、指示を仰ぎ、迅速に対応すること。

(2) 実施結果の報告

- ・説明会を実施した際には、企業ごとの参加者数をまとめ、実施後10日以内に報告すること。
- ・また、参加企業、参加者に対してアンケートを行い、その回答内容を分析して報告すること。なお、アンケートの内容については、事前に県と協議の上、決定すること。

(3) 実施報告書の提出

本事業の終了にあたっては、事業実施結果をとりまとめて実施報告書を提出すること。

6 業務に関する留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、運営責任者を選任するとともに、必要な要員を確保・配置すること。
- (2) 参加者等の安全面に配慮が必要な場合は、参加者等の安全確保を図ること。
- (3) 本受託業務内で新たに取得した個人情報及び県が提供する個人情報等については、別紙の「個人情報取扱特記事項」を遵守し、適切に管理を行うこと。なお、本事業受託期間終了後に県の指示に基づいて適切に返却又は破棄すること。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に関して知り得た企業情報等を第三者に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (5) 県は本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときには、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

7 契約に関する留意事項

- (1) 本委託業務に係る契約は、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で締結する。
- (2) 県は、本業務の実施過程において、本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に可能な限り応じること。
- (3) 受託者は本業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した書面により、事前に県の了解を得なければならない。
- (4) 受託者が本仕様書の事項に違反したとき又は本業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除し、受託者に損害を補償させる場合がある。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者の協議により定めるものとする。

8 その他

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、打ち合わせの必要が生じた場合、県の求めに即時に対応すること。
- (3) 公共施設を利用する際には、必要に応じて受託者からの依頼により、県が申請することにより、会議室等利用料の減額措置及び優先予約を受けることができるものとする。ただし、申請が不受理等になった場合の会議室等利用料については全額受託者負担とする。
- (4) 本事業に係る委託料の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証明する書類を本業務終了後5年間に達する年度末まで整備すること。